下妻市スポーツ協会規約

第1章　総　　則

（名　称）

第1条　本会は、下妻市スポーツ協会と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務局は、下妻市教育委員会スポーツ振興担当課内に置く。

第2章　目的及び事業

（目　的）

第3条　本会は、各種スポーツの普及向上、市民の健康増進及び相互の親和を図り、明るく豊かな下妻市の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）各種スポーツの調査研究及び啓発宣伝並びに各種大会及び講習会等の開催

（2）スポーツ少年団の育成

（3）本会に功績のあった者及び団体並びに優秀な成績を収めた者及び団体の表彰

（4）その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章　構　　成

（構　成）

第5条　本会は下妻市の各種スポーツ団体並びに賛助会員をもって構成する。

第4章　役員及び職務

（役　員）

第6条　本会に次の役員をおく。

会　長　　1名　　副会長　若干名　　理事長　　1名

理　事　若干名　　監　事　　2名　　幹　事　若干名

2　理事、監事は総会において承認する。

3　会長、副会長、理事長は理事の中より互選する。

4　幹事は会長が委嘱する。

5　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職　務）

第7条　会長は本会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3　理事長は、理事会の議決にもとづき、本会の業務を掌理する。

4　理事は、理事会を構成し本会の業務を議決し執行する。

5　監事は、会計を監査する。

6　幹事は、庶務、会計をつかさどる。

7　理事は、下記の委員会を組織し、その任務を遂行する。会長、副会長、理事長はそれを監督する。

（1）組織委員会

（2）予算委員会

（3）広報委員会

（役員の任期）
第8条　役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
（名誉会長及び顧問）
第9条　本会に、名誉会長、顧問及び名誉会員を置くことができる。
2　名誉会長、顧問及び名誉会員は、会長が理事会の推薦を得てこれを委嘱する。
3　名誉会長及び顧問は、重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第5章　会　　議

（会　議）
第10条　本会の会議は、総会及び理事会とする。
2　会議は、すべて必要に応じて会長が招集し議長となる。
（総　会）
第11条　総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
（総会の構成）
第12条　総会は、役員及び代議員で構成する。
2　代議員は、各団体より2名選出する。
（総会の議決事項）
第13条　総会は、本会の最高の議決機関であり、次の事項を決定する。
（1）本会の基本方針及び事業計画
（2）予算及び決算
（3）役員の選出、承認
（4）規約の改正
（5）その他重要な事項
（議　決）
第14条　議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

第6章　加盟及び脱退

（加　盟）
第15条　本会に加盟しようとする団体は、次に定める書類を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。
（1）加盟申請書（様式第1号）
（2）当該団体の規約又は会則
（3）当該団体の会員数及び役員名簿
（4）事業計画及び収支予算書
（脱　退）
第16条　加盟団体が、本会を脱退する場合は、総会の承認を得なければならない

第7章　会　　計

（会　計）
第17条　本会の経費は、分担金、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
（分担金）
第18条　本会の分担金は次のとおりとする。
（1）均等割　　10，000円
（会計年度）
第19条　本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章　補　　則

（委　任）

第20条　本規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

付　則

この規約は、平成19年5月12日から施行する。

付　則

この規約は、平成27年5月16日から施行する。

付　則

この規約は、令和3年5月15日から施行する。

下妻市スポーツ協会内規

1　役員の選任

規約6条の理事は、次の区分による。

（1）加盟団体代表　各1名

（2）団体からの推薦

(ア)下妻市小中学校体育連盟　　1名

(イ)スポーツ少年団本部　　1名

（3）下妻市又は下妻市教育委員会からの推薦

(ア)下妻市又は下妻市教育委員会の職員　1名

(イ)スポーツ推進委員　　1名

2　加盟団体

加盟団体は、次の事項を毎年会長に提出するものとする。

（1）事業報告及び決算書

（2）事業計画及び予算書

（3）会員数及び役員表

3　委員会の任務

（1）組織委員会

①会の組織、事業を計画し、理事会に図る。

②各部の組織、事業を確認し、適切な指導をする。

（2）予算委員会

①会の予算を算定し、理事会に図る。

②各部の予算、決算を確認し、適切な指導をする。

（3）広報委員会

①会及び各部の活動の広報に努める。

②協会誌を作成する。

付　則

この規程は、平成23年5月21日から施行する。

付　則

この規約は、令和3年5月15日から施行する。

下妻市スポーツ協会賛助会員規程

（目　的）

第1条　この規程は、本会が各種スポーツの普及向上と市民総スポーツの実現を目指し、明るく豊かな下妻市の発展に寄与するための事業に必要な資金の調達を図ることを目的とする。

（会　員）

第2条　会員は、本会の目的及び事業の趣旨に賛同し入会した個人及び法人とする。

2　会員は次のことを受けることができる。

（1）本会発行の刊行物の配布

（2）本会主催の主要行事への招待

（3）会員の要請による各種スポーツ・レクリエーション活動への協力援助

（加　入）

第3条　理事及び加盟団体より推薦された者について理事が加入依頼する。

（会　費）

第4条　会費は年額1口10，000円とし、1口以上を納入するものとする。

（委　任）

第5条　この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この規程は、平成19年5月12日から施行する。

付　則

この規約は、令和3年5月15日から施行する。

下妻市スポーツ協会表彰規程

（根　拠）

第1条　この規定は、下妻市スポーツ協会規約第4条の規定に基づき、本会の振興発展に功績があった者及び団体、又はその業績が優秀な成績を収めた者等の表彰に必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第2条　この表彰は、次の一つの項に該当するものに対し、会長が表彰状又は感謝状を授与するものとする。

（1）スポーツ協会功労者

①本会の発展、振興に多大の功績のあった者

②多年にわたり本会の役職にあった者で、会の運営に特段の功績があった者

（2）競技優秀者

①県大会で優勝若しくは新記録を樹立した者又は団体

②県大会を経て関東大会に出場し3位以内に入賞若しくは新記録を樹立した者又は団体

③全国大会に出場し入賞若しくは新記録を樹立した者又は団体

④日本代表選手として国際試合に参加した者又は団体

（3）スポーツ奨励者

①スポーツレクリエーショングループ、スポーツクラブ、スポーツ少年団等の指導者として貢献している者。

②地域でのスポーツレクリエーション行事等を企画立案し、又は地域住民の良きスポーツ指導者として、地域スポーツ振興に寄与している者。

（協会の推薦）
第１条　前条に定めるもののほか、特に優秀と認められる者及び団体について、本会が推薦することができる。
（被表彰者の選考）
第2条　被表彰者の選考は、会長及びスポーツ協会加盟団体から推薦された者について、理事会が行なう。
（表彰の時期）
第3条 表彰は、総会時に行う。
（規程の改廃）
第4条 この規定の改廃は、理事会の議決による。
付　則
この規程は、平成19年5月12日から施行する。
付　則
この規程は、令和3年5月15日から施行する。

下妻市スポーツ協会慶弔規程

（目　的）
第１条　この規程は、本会に定める役員の慶弔に関する事項について定める。
（種　別）
第2条　この規程における慶弔の種別は次のとおりとする。
（1）弔慰金
（2）傷病見舞金
（弔慰金）
第3条　弔慰金については、次のとおりとする。
（1）役員本人が死亡のときは、10，000円の香料及び花環
（2）役員の配偶者が死亡したときは、5，000円の香料及び花環
（傷病見舞金）
第4条　本人が傷病により、2週間以上入院したときは、5，000円の見舞金を贈る。
（特別の事由のあるとき）
第5条　特別の事由のあるときは、理事会において審議、処理する。
（慶弔事項の連絡）
第6条　役員及び関係者は、この規程に定める事項が生じたことを知ったときは、速やかに事務局に連絡するものとする。
（規程の改廃）
第7条　この規程の改廃は、理事会の議決による。
付　則
この規程は、平成19年5月12日から施行する。
付　則
この規程は、令和3年5月15日から施行する。

下妻市スポーツ協会事業補助規程

1．大会開催事業

（1）各部（連盟，協会等）が主催、主管するものとする。

（2）各部（連盟，協会等）が主催するものであっても他（市，上部団体等）からの補助がある大会については除外する。

（3）一般市民（連盟，協会登録者以外）が自由に参加できる大会とする。

（4）加盟団体登録者及び市内在住在勤者を対象とした大会とする。

（5）社会人を対象にする大会とし、小中高生の大会は除外する。

（6）社会人を対象とする大会であっても小中高生が参加した場合は、人数割に加えない。

補助基準額

基　本　額	30，000円	
人数割額	①団体競技（5名以上のもの）	1，000円／チーム
	②個人競技（4名以下の団体競技も含む）	200円／　人

※　補助金額　＝　基本額　＋　人数割額

（但し、補助金額は大会支出決算額を限度とする）

人数割額は30，000円を限度とする

2．教室開催事業

（1）各部（連盟，協会等）が主催、主管する教室とする。

（2）各部（連盟，協会等）が主催、主管する教室であっても他（市，上部団体等）からの補助がある教室については除外する。

（3）一般市民（連盟，協会登録者以外）が自由に参加できる教室とする。ただし、参加人数が10人以上の教室を対象とする。

（4）社会人を対象にする教室とし、小中高生の教室は除外する。

（5）単年度開催の教室とし、初めての参加者以外の者は人数割りから除外する。

※　補助基準額　　参加人数1人当1，000円（20，000円を上限とする）

※　当該年度中、1回のみの補助とする

3．選手派遣事業

（1）市内又は、県西の予選を通過した後の県スポーツ協会、日本スポーツ協会又はその加入団体が主催する県、関東、全国大会とする。

（2）（1）の大会であっても他（市，上部団体等）からの補助がある大会については除外する。

（3）旅費については選手のみを対象とし、各競技大会規則等の定める最少の登録人数分とする。

補助基準額

対象大会	基本額（円）	旅費（円/人）	摘　　要
県　大　会	10，000	2，000	旅費については、開催地が市外の場合に限る。また、開催地が県西および近隣市町の場合は半額。
関東大会	20，000	4，000	旅費については、開催地が県内の場合は県大会と同様に取り扱う。
全国大会	30，000	6，000	旅費については、開催地が県内の場合は県大会と同様に取り扱い、関東の場合は関東大会と同様に取り扱う。

※　補助金額　＝　基本額　＋　（旅費×出場者数）

※　基本額は大会参加費を上限とする

※　補助金の対象者は、市スポーツ協会の加盟団体の登録者とする

※　県西および近隣市町とは土浦市、古河市、石岡市、結城市、常総市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町を指す

※　関東とは栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県を指す